様式第3号（第5条関係）

承認不承認

承認不承認

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  　　　　　　　　様  丸亀市長  国民健康保険高額療養資金貸付　　　決定通知書  　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった高額療養資金の貸付けについて、丸亀市国民健康保険高額療養資金貸付規則第５条の規定により、次のとおり　　　と決定したので通知します。 | | | |
|  | 貸付決定額 | 円 |  |
| 貸付条件 | (１)　高額療養費の額が貸付金額に満たない場合は、その差額を速やかに返還しなければならない。  (２)　借受人が住所若しくは氏名を変更したとき、又は死亡したときは、速やかに届け出しなければならない。 |
| 理由 |  |
|  | |

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、丸亀市長に審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。